

3 「複数校合同チームによる大会への参加についての考え方」の修正について

複数校合同チームによる大会への参加についての考え方

運動部活動部員数の減少が深刻な状況にある学校が増加したこともあり、全国的に複数校合同での部活動が進められている。

複数校合同チームによる大会参加についての社会的要請があることを受け、部活動活性化のために本連盟が平成 14 年 3 月に認めた団体競技種目における複数校合同チームによる大会参加は、あくまで部活動にひたむきに取り組んでいる生徒に発表の場を提供するための教育的配慮に基づくものである。

したがって、各学校の部活動運営にあたっては上記の趣旨を踏まえ、創意工夫を凝らして部員数の確保に努めるとともに可能な限り学校単位での大会参加ができるよう努力することが望ましい。一方で、加速する少子化傾向への対策として部員不足に伴う合同チーム編成についても適切に導入・実施されるべきものとする。

これらの考え方に基づいて、複数校合同チームによる大会参加については以下のように取り扱うこととした。

1. 部員不足に伴う複数校合同チームの大会参加について

- (1) 全国高等学校総合体育大会は学校対抗を原則としているが、部員不足により各学校を単位として大会に参加する要件を満たすことができない場合、必要な手続きを経た上で、複数校合同チームの参加を認めることとする。
- (2) 各都道府県高体連及び専門部においては、各都道府県の大会等の参加に関する基準等を検討し、実施可能な専門部から合同チームが成果を発表できる場を設けるよう努力する。その際、合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われることのないよう十分留意する。

2. 学校の統廃合（設置者による学校の廃止及び廃止に伴う複数の学校の統合で、募集停止を伴うものをいう、以下同じ）に伴う複数校合同チームの大会参加について

- (1) 学校の統廃合は行政を含む設置者の都合によるものであるもので、当該校に在籍する生徒の活動を保障するために、統廃合完了前の 2 年間に限り合同チームを組んで全国高等学校総合体育大会に参加することを認める。
- (2) 統廃合の予定があっても合同チームを編成せず、単独チームで出場することもできる。これについては学校毎ではなく、部活動毎に取り扱うものとする。
- (3) 同一競技において、選手が単独チームと合同チームの両方から大会に出場することはできない。

平成 14 年 3 月 9 日より施行

平成 19 年 3 月 3 日 改正

平成 25 年 5 月 21 日 一部改正「募集停止を伴うもの」追記

平成 25 年 12 月 6 日 一部改正「募集停止[学級減を含む]」追記

令和 5 年 1 月 16 日 改正 部員不足に伴う複数校合同チームの全国高等学校総合体育大会参加承認